

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ビットアイル

(E05605)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	21
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	21
(5) 【大株主の状況】	21
(6) 【議決権の状況】	22
【発行済株式】	22
【自己株式等】	22
2 【株価の推移】	22
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
(1) 【四半期連結貸借対照表】	24
(2) 【四半期連結損益計算書】	26
【第2四半期連結累計期間】	26
【第2四半期連結会計期間】	27
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	28
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	30

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	30
【注記事項】	31
【事業の種類別セグメント情報】	32
【所在地別セグメント情報】	32
【海外売上高】	32
2 【その他】	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	35
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月13日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自平成20年11月1日至平成21年1月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 清田 卓生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 清田 卓生
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期 連結累計期間	第10期 第2四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自平成20年8月1日 至平成21年1月31日	自平成20年11月1日 至平成21年1月31日	自平成19年8月1日 至平成20年7月31日
売上高(千円)	3,716,622	1,877,633	6,835,055
経常利益(千円)	425,293	125,010	1,125,831
四半期(当期)純利益(千円)	255,090	110,632	559,903
純資産額(千円)	-	5,722,088	5,502,599
総資産額(千円)	-	23,390,544	16,846,807
1株当たり純資産額(円)	-	34,229.51	33,012.99
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,549.20	670.06	3,382.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,525.73	661.95	3,317.82
自己資本比率(%)	-	24.2	32.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	26,819	-	1,997,889
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,117,250	-	6,589,429
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	6,562,447	-	3,071,664
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	4,486,590	1,014,574
従業員数(人)	-	144	118

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において関連会社であった株式会社メディアイノベーションは当社が所有する株式の一部を売却したため、持分法非適用関連会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年1月31日現在

従業員数（人）	144
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が当第2四半期連結会計期間において、10名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年1月31日現在

従業員数（人）	78
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であります。

2. 従業員数が当第2四半期会計期間において、4名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
iDCサービス	1,555,127	-
マネージドサービス	248,942	-
ソリューションサービス	73,563	-
合計	1,877,633	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社ブロードバンドタワー	292,318	15.6

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題などに端を発する世界的な経済環境の減速を受け、企業収益の大幅な減少や雇用情勢の急速な悪化等により、我が国経済の環境も極めて厳しさを増しております。

一方、ITアウトソーシング市場に関しましては、このような経済環境の中、一部企業によるサービスの撤退や縮小により影響を受けているものの、業務効率の改善やスリム化のためのアウトソーシングの利用や、IT機器や技術の進歩に伴う新規サービスの開発や既存サービスの改良などの需要は依然強く、後退局面にある経済環境の中、比較的堅調な市場環境であるといえます。

このような環境の下、当社グループは、平成20年11月に竣工した第4データセンターのサービス提供を平成21年2月より開始し、市場の底堅い需要に対して確実にサービス供給量の拡大を図っております。当第2四半期連結会計期間は、第4データセンターに関して、サービス提供開始前ではありますが、地代家賃、設備電力費、人件費等のコストが一部発生しております。また、当第2四半期連結会計期間は、引き続きマネージドサービスやソリューションサービスにおける新サービスの開発や内製化も着実に進め、「総合ITアウトソーシング事業」の基盤を構築し、顧客企業のニーズにより幅広くよりスピーディーに対応する体制整備を行ってまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は1,877百万円、営業利益179百万円、経常利益125百万円となり、四半期純利益は110百万円となりました。

サービス別の状況は次の通りであります。

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境を背景として着実に営業活動を推進した結果、当第2四半期連結会計期間においては稼働ラック数が77ラック増加いたしました。市場環境を反映し計画以上のサービス解約が発生しておりますが、それを上回る新規契約を獲得する結果となりました。

この結果、iDCサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は1,555百万円となりました。

マネージドサービスにおきましては、確実なラインナップの強化により売上を伸ばすとともに、サービスの内製化も順調に進み、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

この結果、マネージドサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は248百万円となりました。

ソリューションサービスにおきましては、子会社株式会社ビットサーフにおける人材サービスの提供、子会社株式会社テラスにおけるシステム開発受託から動画配信等のプラットフォームサービスの提供等を確実にを行う体制を、前期に引続き構築・強化しております。

この結果、ソリューションサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は73百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ370百万円増加し、4,486百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、216百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益217百万円、減価償却費182百万円、未収消費税の増加316百万円、未払金の減少263百万円等の要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、236百万円となりました。

これは主に、第4データセンター等に係る有形固定資産の取得による支出318百万円、投資有価証券の売却による収入504百万円等の要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、350百万円となりました。

これは主に、借入金の返済による支出7,375百万円、借入れによる収入7,700百万円等の要因によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	545,000
計	545,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年3月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	168,220	168,220	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	168,220	168,220	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成16年5月18日)(第1回新株予約権)	
区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2,6
新株予約権の行使期間	平成18年5月19日から 平成26年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)6 資本組入額 10,000(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社(孫会社を含む)の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 当初付与した新株予約権500個のうち140個につきましては、第2四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。

6. 平成18年4月7日付(1:2)及び平成19年4月28日付(1:5)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年3月9日）（第3回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成21年1月31日）
新株予約権の数（個）	347
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,470（注）1，6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，6
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）6 資本組入額 25,000（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

- 2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

- 3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

- 5．当初付与した新株予約権500個のうち3個につきましては、第2四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。
6．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年10月25日）（第4回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成21年1月31日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

- 2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

- 3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

- 5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の決議日（平成18年10月26日）（第5回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成21年1月31日）
新株予約権の数（個）	365
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,825（注）1,7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116,963（注）2,7
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 116,963（注）7 資本組入額 58,482（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

- 2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

- 3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

- （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
- （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 当初付与した新株予約権420個のうち55個につきましては、第2四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。
7. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の決議日（平成18年10月26日）（第6回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成21年1月31日）
新株予約権の数（個）	65
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	325（注）1, 7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,271（注）2, 7
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 65,271（注）7 資本組入額 32,636（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

- 2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

- 3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- 本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- 本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
- （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
- （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 当初付与した新株予約権80個のうち15個につきましては、第2四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。
7. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Aプラン）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成21年1月31日）
新株予約権の数（個）	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

- （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
- （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Bプラン）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成21年1月31日）
新株予約権の数（個）	235
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成52年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年11月25日から平成52年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Cプラン）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	595
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	595(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,016(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 71,016 資本組入額 35,508
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 当初付与した新株予約権600個のうち5個につきましては、第2四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年11月1日～ 平成21年1月31日 (注)	240	168,220	6,000	2,717,946	6,000	1,653,007

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	42,500	25.26
寺田 航平	東京都品川区	28,500	16.94
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	18,250	10.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,298	7.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	11,604	6.89
寺田 保信	東京都世田谷区	9,335	5.54
山崎 栄二	東京都世田谷区	2,628	1.56
天野 信之	東京都大田区	2,440	1.45
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,396	1.42
ビーエヌピーパリバセキュリティーズサー ビスロンドン/ジャステック/ユーケーレ ジデント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	55 MOORGATE LONDON E C2R6PAUK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,200	1.30
計	-	132,151	78.55

(注) 上記のほか、自己株式が3,047株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,047	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 165,173	165,173	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	168,220	-	-
総株主の議決権	-	165,173	-

【自己株式等】

平成21年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ビットアイル	東京都港区東新橋1丁目 9-2	3,047	-	3,047	1.81
計	-	3,047	-	3,047	1.81

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月
最高(円)	99,500	102,900	95,000	73,800	72,000	96,900
最低(円)	84,000	86,900	61,000	61,800	59,000	64,800

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長兼CEO	-	代表取締役社長	-	寺田 航平	平成20年11月18日
代表取締役副社長兼COO	-	取締役副社長	-	天野 信之	平成20年11月18日
取締役CFO	-	取締役	社長室長	清田 卓生	平成20年11月18日
取締役CTO	-	取締役	-	安藤 卓哉	平成20年11月18日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,486,590	1,014,574
売掛金	150,650	221,826
その他	579,839	226,542
貸倒引当金	8,824	13,347
流動資産合計	5,208,255	1,449,595
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	13,185,389	6,752,342
工具、器具及び備品(純額)	1,067,018	757,291
建設仮勘定	1,366,447	4,945,621
その他(純額)	93,004	59,312
有形固定資産合計	15,711,859	12,514,567
無形固定資産		
のれん	17,256	19,544
その他	219,392	128,647
無形固定資産合計	236,648	148,192
投資その他の資産		
投資有価証券	355,547	737,236
その他	1,960,219	2,039,453
貸倒引当金	81,986	42,237
投資その他の資産合計	2,233,780	2,734,452
固定資産合計	18,182,288	15,397,212
資産合計	23,390,544	16,846,807
負債の部		
流動負債		
未払金	419,248	498,913
短期借入金	9,645,410	5,213,410
未払法人税等	252,875	517,882
賞与引当金	56,275	47,495
その他	546,536	494,977
流動負債合計	10,920,346	6,772,678
固定負債		
長期借入金	6,748,110	4,571,530
固定負債合計	6,748,110	4,571,530
負債合計	17,668,456	11,344,208

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,717,946	2,711,696
資本剰余金	1,653,007	1,646,757
利益剰余金	1,548,821	1,347,557
自己株式	265,983	261,178
株主資本合計	5,653,791	5,444,833
新株予約権	68,296	57,572
少数株主持分	-	192
純資産合計	5,722,088	5,502,599
負債純資産合計	23,390,544	16,846,807

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)
売上高	3,716,622
売上原価	2,677,311
売上総利益	1,039,310
販売費及び一般管理費	¹ 513,763
営業利益	525,546
営業外収益	
受取利息	14,899
その他	1,944
営業外収益合計	16,843
営業外費用	
支払利息	101,106
持分法による投資損失	15,766
その他	223
営業外費用合計	117,096
経常利益	425,293
特別利益	
投資有価証券売却益	107,093
特別利益合計	107,093
特別損失	
固定資産除却損	8,364
事務所移転費用	13,000
貸倒引当金繰入額	13,687
投資有価証券評価損	877
特別損失合計	35,929
税金等調整前四半期純利益	496,458
法人税等	² 241,560
少数株主損失()	192
四半期純利益	255,090

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)
売上高	1,877,633
売上原価	1,430,360
売上総利益	447,272
販売費及び一般管理費	¹ 267,986
営業利益	179,286
営業外収益	
受取利息	12,414
その他	720
営業外収益合計	13,134
営業外費用	
支払利息	60,765
持分法による投資損失	6,644
その他	0
営業外費用合計	67,409
経常利益	125,010
特別利益	
投資有価証券売却益	107,093
特別利益合計	107,093
特別損失	
固定資産除却損	52
貸倒引当金繰入額	13,687
投資有価証券評価損	877
特別損失合計	14,618
税金等調整前四半期純利益	217,486
法人税等	² 106,853
四半期純利益	110,632

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年8月1日
 至 平成21年1月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	496,458
減価償却費	358,496
のれん償却額	2,288
株式報酬費用	10,723
貸倒引当金の増減額(は減少)	35,796
賞与引当金の増減額(は減少)	8,779
受取利息	14,899
支払利息	101,106
持分法による投資損益(は益)	15,766
投資有価証券売却損益(は益)	107,093
固定資産除却損	8,364
移転費用	13,000
投資有価証券評価損益(は益)	877
売上債権の増減額(は増加)	71,175
未収消費税等の増減額(は増加)	316,024
未払金の増減額(は減少)	68,369
その他	23,670
小計	640,117
利息及び配当金の受取額	14,899
利息の支払額	109,539
移転費用の支払額	13,000
法人税等の支払額	505,658
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,734,465
有形固定資産の売却による収入	161,281
無形固定資産の取得による支出	93,327
投資有価証券の取得による支出	31,900
投資有価証券の売却による収入	504,038
貸付金の回収による収入	10,123
差入保証金の回収による収入	65,289
その他	1,707
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,117,250

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年8月1日
至平成21年1月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	13,400,000
短期借入金の返済による支出	9,410,000
長期借入れによる収入	3,000,000
長期借入金の返済による支出	381,420
株式の発行による収入	12,500
自己株式の処分による収入	16,000
自己株式の取得による支出	74,632
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,562,447
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,472,016
現金及び現金同等物の期首残高	1,014,574
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,486,590

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法非適用関連会社 持分法非適用関連会社の変更</p> <p>株式会社メディアイノベーションについては、同社が実施した自己株式取得の結果、当社の議決権所有割合が上昇し平成20年8月12日に当社の関連会社となりました。その後、平成20年11月25日に株式会社アミーズマネジメントが実施する公開買付けに応募し、メディアイノベーション株式の一部を譲渡した結果、議決権所有割合が低下したため当社の関連会社ではなくなりました。従って、財務及び営業又は事業の方針決定に対する影響が一時的であると認められるため、当第2四半期連結累計期間において持分法の適用範囲から除いております。</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末 (平成20年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、2,120,763千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、1,782,559千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
給与手当	137,078千円
賞与引当金繰入額	24,483千円
貸倒引当金繰入額	22,109千円
2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
給与手当	69,075千円
賞与引当金繰入額	13,551千円
貸倒引当金繰入額	24,292千円
2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年1月31日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	4,486,590
現金及び預金同等物	4,486,590

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 168,220株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,047株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 68,296千円

4. 株主資本の金額の著しい変動

資本効率の向上を通じ株主の皆様への利益還元を図るとともに、将来の新株予約権(ストックオプション)の権利行使に備える等、経営環境の変化に対応した資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、平成20年8月4日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、次のとおり実施いたしました。

1. 取得株式の種類 当社普通株式

2. 取得株式の総数 807株

3. 取得価額の総額 74,632千円

4. 取得期間 平成20年8月5日から平成20年9月2日まで

5. 取得方法 市場買付

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年1月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年1月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年1月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年1月31日)

著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年1月31日)

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 186千円

販売費及び一般管理費 1,311千円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

第7回新株予約権 Aプラン	
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 165株
付与日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成22年12月24日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	平成20年12月24日から平成22年12月24日
権利行使期間	平成22年12月25日から平成30年12月24日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	62,999

第7回新株予約権 Bプラン	
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 235株
付与日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成22年12月24日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	平成20年12月24日から平成22年12月24日
権利行使期間	平成22年12月25日から平成52年12月24日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	62,999

第7回新株予約権 Cプラン	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 600株
付与日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成22年12月24日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	平成20年12月24日から平成22年12月24日
権利行使期間	平成22年12月25日から平成30年12月24日
権利行使価格（円）	71,016
付与日における公正な評価単価（円）	23,421

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 1月31日)	前連結会計年度末 (平成20年 7月31日)
1 株当たり純資産額 34,229.51 円	1 株当たり純資産額 33,012.99 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 1月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年11月 1日 至 平成21年 1月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 1,549.20 円	1 株当たり四半期純利益金額 670.06 円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 1,525.73 円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 661.95 円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 1月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年11月 1日 至 平成21年 1月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	255,090	110,632
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	255,090	110,632
普通株式の期中平均株式数 (株)	164,659	165,107
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	2,533	2,024
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 1月31日)

リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年3月9日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成21年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。